

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年4月14日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから4月14日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

私、今日は2015年1月の中長期リスクの低減目標マップというものを引っぱり出してきました。この中では、当然、福島第一原発に関してなんですけれども、多核種除去施設で処理した処理水に関しては、2017年以降は規制基準を満足すれば海洋放出するということの目標が初めて記載されたものだと私は記憶して、私はニュースにしましたので記憶しています。

あれから7年たって、ようやく政府が希釈海洋放出という、長い年月をかけてこれを決めたわけですが、改めて御所感をお願いいたします。

○更田委員長 そうですね、サリー、キュリオンで様々な核種を除いた後に、今度は多核種除去設備ALPSを使って処理を終えた水の処分について、早い段階からこれはもう田中俊一規制委員長も会見等で述べていますけれども、基準を満たす形での海洋への放出が妥当ではないかということをおっしゃっていて、委員会もいたずらにタンクに貯留し続ける、あの頃はタンクがどんどん、どんどん増えていってる状況でしたので。

規制基準を満たした処分である限り、人の健康や環境に影響は出ないというのは、これは科学的見地から、原子力規制委員会は確かな確信を持って見解を明らかにしてきたところです。

その後、国会等でもですけれども、まずとにかく規制委員会の見解を明示しようということで、まずリスクマップに処理を終えた水の処分について前へ進めるようにと書いたんですけれども、その頃はまだ東京電力が主体的に処分方法について見解を発信して理解を得るべく活動するものと期待をしていたというか、当然事業者は発生責任を負っているわけですから、そうであろうと置いていたんですが、なかなか東電は一切見解を明らかにすることなく時間が経過をして、そして経済産業省のほうで、今度は委員会等の設置によって議論が始まった。

私たちとしては、廃炉を円滑に進める上で、処分が早く始められることが望ましいと

考えていましたので、その後も東京電力を促していたわけですがけれども、一向に東京電力は全く動こうとしないし、一方で政府内での経済産業省での議論が始まったので、そこで私たちとしては、その議論を見守ろうという形になって、御判断もあって、それから様々な方々の努力があって、ようやく政府基本方針の決定という形になりました。

タンクの置かれている場所の利用であるとか、廃炉作業に占める貯留水の管理等の観点からいっても、早く実行に移せることが、計画どおり実行に移せることは大切だと思っています。

一方で、この処分というのは誰にとっても、特に御地元の方々もはじめ、多くの方々にとって極めて苦渋の決断であって、受け入れ難いものであるということも事実ですし、規制委員会としてもそれを理解しています。

規制方針が決まった以上、きちんと進められるように、東京電力は、方針が決まった途端に主体的にやりますと言い出したので、ぜひしっかりした計画を速やかに申請をしてもらって、私たちはその審査のプロセスをできるだけ公開する形でやっていきたいと思っていますし、希釈放出自身は高度な技術というものではありませんけれども、処理を終えた水というのは通常の原子力施設が出す水とは異なって、トリチウムだけが存在するわけではありませんので、トリチウム以外の核種についての検出限界を下げる努力であるとか、もちろんのことながら濃度を下げる努力というのは進められなければならないので、これも技術の限界というものはあるわけですがけれども、できるだけ努力がなされるかどうかということはきちんと審査の中で見ていきたいと思っています。

いずれにせよ、準備に約2年、実施まであと約2年と言われてはいますがけれども、この期間がいたずらに延びないようにというふうには思っています。

○記者 私のほうからは最後しますが、今日は委員会をずっと傍聴をさせていただきましたけれども、モニタリングについての自治体、それから原子力規制委員会、規制庁、それから環境省ですか、この辺の役割分担というのは、まだこれから決めていくという理解でよろしいですかね。

○更田委員長 そうですね。役割分担も含め、それから発信の仕方も含め、モニタリング調整会議で議論がされて、そこで意思決定がされるものだと思っています。

モニタリングについては、幾つもの組織が実施をしますけれども、その発信の仕方や、特に発信の仕方、情報の発信が、ばらばらになってしまって、情報を受け止められる方々に混乱を招かないようにする必要もありますし、それから制度、その他についても科学的な値を、データを発信するときには、制度とともにしっかりと発信をする必要がありますので、こういった点についてモニタリング会議での議論、意思決定というものが、今おっしゃったような調整の場になると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、サクマさんお願いします。

○記者 地元の福島県の福島民報のサクマと申します。よろしく申し上げます。

委員長がおっしゃったように、地元では風評への懸念から、やはり反対の声が大きい状況です。その上、柏崎刈羽原発などの東電の不祥事が続いている中で、東電に任せておいて大丈夫かという、さらに不安も広がっている状況です。

そういう中で、規制委員会の果たす役割は大きいと感じますが、実施計画の審査などにこれから臨んでいく東電を規制していく当局としての思いを改めて、最初の質問とかぶってしまうところがあるかもしれませんが、お願いします。

○更田委員長 大切なのは、審査と、そして検査だと思っています。まず実施方法についてしっかりと審査をすること、もうとても大切なことですが、一方で、確実に約束したとおりの実行ができるできているのかというところがとても大切ですので、まずは審査ですけれども、その後の検査の在り方等についても。具体的にはやっぱり、モニタリングの役を果たす役割というのは非常に重要になるだろうと思っています。

それから、実際悩ましいところではあるのは、自らの持っている施設の一つである柏崎刈羽で信用を失墜させているさなかに、その実施主体がもう一方の施設でこれから大事な仕事に取り組むと。ですので、信用は落ちているのは事実ですし、そういった意味で規制委員会はしっかりと、とにかく厳正に審査を行うこと、そして続いて厳正な検査を行っていくということは規制委員会の大きな役割ですし、さらにその上での確認という意味でモニタリングの役割は重要ですので、モニタリング調整会議の下で、各省庁、各機関と連携をしながら、しっかりと役割を果たしていきたいと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。では、ヒロエさん、お願いします。

○記者 共同通信のヒロエといいます。

柏崎刈羽の件で伺いたいんですけど、柏崎の審査申請が出たのが2013年9月で、正式合格が17年の12月ですけど、委員長は審査にずっと関わってきたという理解でよかったですか。

○更田委員長 委員長になるまでですので、この設置変更許可に関して言えば、私が委員長になる前に出ていますので、それまでの期間、プラント側の審査には私は審査会合に出ていましたし、審査に関わっていたと言っていた方がいいと思います。

○記者 一時は、優先審査ということを提案されたこともあったかと思うんですけど。

○更田委員長 何を指して。

○記者 BWRが、その当時4原発4基あって、その中で柏崎刈羽の審査を優先的に、並行審査ではなくて、優先的に進めていくという話を以前されていた。

○更田委員長 優先という言葉というか、これは一般にその審査を進めているときに、どこからやるかというのは、どうしても問題になるんですね。最初、もっと前に言うと、PWRが6サイト出たときにどれから進めるかといって、途中まで並行してやっていた

けれども、申請の内容と審査の進み具合ですね、そこがより成熟しているというか、充実し出したところを、今度は順番に先へ進めていくということで、川内原子力発電所がまず先へ進んだと。

Pについて一段落して、今度BWRだとなったときに、最初は全部並行して見ていったわけですがけれども、申請内容の充実度というか、仕上がり具合をその時点で見ると、いつまでも全サイトを並行してやってるわけにはいかないのです、そのときにどれにしようとなって、ちょっと当時の詳細な記憶があるわけではないですがけれども、そのときの判断で、KK67の審査に入ったものと記憶しています。

○記者　そういう経緯を全部知っている委員長として、今回、是正措置命令に至ったというのは、どのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長　設置変更許可って、具体的な内容としては、基本設計なんですよ。基本設計の中でシビアアクシデント対処をどう考えるかという議論をしていくと、これは私のあくまで記憶の限りだけでも、日本原電と東京電力がしっかり議論に応じる、相対的にですよ。議論に応じる準備ができていたんですね。確かに東京電力、陣容というか、人の厚みはあって、審査会合等でのレスポンスもよかったということもあって、設置変更許可をやるときに、KK67をやろうやということになったんだと思います。

一方で、東京電力の場合は、そういった技術そのものというものは別に、会見で何度か申し上げていますけれども、特に私が印象深く思っているのは、格納容器漏えい試験での虚偽ですね。何か意図を持った妙なことというのが東京電力では起きがちで、それが改めて福島第一原子力発電所事故を経てなお、何で東京電力なんだということが東京電力で起きるということには、ある意味、ある種何とも言えない思いがあります。

繰り返しになりますけど、今回の侵入検知装置の一部機能喪失、これが理解不足なのか知識不足なのか、あるいはなめてるのかということをお前申し上げましたけど、本当に何でなんだろうというふうに思います。安全対策系に関する理解であるとかということ、東京電力というのは他の事業者と比較して全く遜色のない理解を示してるわけですがけれども、きちんとやれば済むことが、きちんとやれないのはなぜだろうと。そこをまさに今後の検査の中で正していかなければならないというふうに思っています。

○記者　審査の中では、PPに関しては何かこれまで違和感があったりとか、気になったことがあったりとかは特に。

○更田委員長　PPに関しては、実際のところ核物質防護規定の認可の途中段階にあまり規制委員会は関与していないんですよ、これまで。

これは規制委員会の中でも今一番重要な議論で、例えばプラント側の審査っていうと、かつては私が出ていたし、今は山中委員が参加をしている。

会合に参加する以上、会合に先だって技術的な説明を規制庁から受けているし、当然指示も出してるわけです。それから、地震津波などの自然ハザードに関しては、当初は島崎先生が出ていて、今は石渡先生が出ている。

そういった意味で安全対策や自然の驚異の把握に関していうと、規制委員会というのは、かなり細部まで承知をした上で把握をしているんですが、核物質防護規定の審査って、核物質防護ってテロに対してどういった備えをとるところには一定の専門性はあるけれども、そこに出てくるハードウェア云々は、極めて高度な技術というようなものではないんですよね。しかも、核物質防護に対する要求の仕方が極めて、ある意味性能規定的というか、こういった脅威に対して十分な防護施設を備えるように、防護の仕組みを備えるようにという要求の仕方になっていて、事業者がそれを満たすのが極めて難しいものでもないのですね。これまで、核物質防護については、むしろ情報の管理をきちんとするというところの意識が極めて強かったので、委員会の関与があまり強くないというところはあったと思っています。

核物質防護に対する要求がこれでいいのかというのは、国際的に見ると、どこでも割とそういうやり方ではあるんですけども、今回の事案の発生を受けて、核物質防護に対する規制の在り方、少なくとも委員会の関与は強めようと思っていますし、常に基本に立ち返って考えるというのは規制委員会のポリシーですので、事案の発生があった以上は、核物質防護の要求そのものについて、要求の仕方そのもの、規制の仕方そのものについても議論を続けたいと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、先ほど手を挙げられていたオオヤマさんで、その後、エンドウさんに行きたいと思います。

オオヤマさん、お願いします。

○記者 読売新聞のオオヤマです。よろしくお願いします。

処理水の海洋放出のほうに戻るんですけども、海洋放出、一時的なものではなくて、今後少なくとも30年は続く、かなり長期の事業になるかと思っています。それでしかも、タンクもすぐ減るわけではなくて、恐らく数十年たってようやく減り始めるというような形だと思うんですけども、この間のこういった長期にわたる事業について、委員長はどのような今後、長期の課題としては、どのようなものがあるというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 政府の基本方針の中にある、放出総量、トリチウムに関する放出総量については、事故以前の福島第一原子力発電所の管理目標値を下回る値にするというふうになっています。

管理目標値はそれぞれの発電所で事業者が定めていますけれども、この事故以前の管理目標値を守るということに特段の科学的な意味があるわけではありません。そういった意味で、基本方針の中にも定期的な見直しという記述がありますけれども、放出の、これはまだ始まっていないのにこんなことを言うのは早いんですけども、実際に実行に入ってから、放出の仕方については、より相応しいやり方があればそちらに向けて

議論を経た上で、また関係者の合意を得た上で変更というのがあるだろうと思っています。

期間がかかることによって何が起きるかという、タンクの耐用年数というか、経年変化に関しての考慮をしなきゃならなくて、フランジタンクについては、おおよそ10年という言い方をしていましたけど、溶接タンクについてはまだきっちりとした確認ができていないので、放出が長期間に及ぶ場合には当然タンクのリプレースのようなことを考えなければならないので、これはこれからの議論だと思っています。

○記者 ありがとうございます。

今度、柏崎刈羽の核物質防護をめぐる是正措置命令に関してなんですけれども、規制委としても初めての重い命令だと思うんですけれども、それで今後の追加検査も経験のないことで、今回フェーズ1、2、3と3段階に及ぶ追加検査の方針を示していらっしゃるんですけども、こういうような検査の仕方を三段階に分けている狙いについて教えてくださいませんか。

○更田委員長 あらかじめ、ある程度のフェーズ分けをしておかないと検査に入る検査部隊も困るだろうというところもあって、今の時点で考えられるフェーズ分けをしたわけなんですけれども、必ずしも先々もこのとおりでいかなきゃいけないというものではなくて、まず第一段階を終えたところで見直しが必要であれば見直していくんだらうと思っています。

それから、これはなかなか難しいところですけど、報告書が出る以前にもやれることはやろうとあって、さっとそれっというので検査を一生懸命やり過ぎると、今度は東京電力が、これは東京電力が自ら、最終的な望ましい姿というのは自律的に改善が進む組織なので、自分で考えて自分で気づいて自分で直すという組織を目指してるのに、検査の最初の段階からやたらと注文をつけてやっていると、そういった最終的に望ましいとされる姿に向かっていかないので、極端な発想としては、報告書が出るまでうちは沈黙して何もしないというのも一つのアプローチではあるんだらうと思っています。ただ、それはそれでやっぱり極端なので、フェーズ1では私たちは、事実関係の確認に集中したいと思っています。事実関係といっても、今回の事案だけではなくて、管理体制や文化につながるのであれば、過去の部分も含めて洗う必要が出てくるかもしれませんので、そういった意味でフェーズ1は、私たちは事実関係の確認だけにとどめるといっても、やることはいっぱいあると思っています。そして、御質問の内容であるフェーズ分けについては、今の時点での区分ではありますけれども、今後、検査の進捗に従って見直すこともあり得るんだらうと思っています。

○記者 それと、今回、一連の柏崎刈羽の核物質防護上の不備をめぐって、規制委側としても内規、検査ガイド類の見直しを今日決めたと思うんですけれども、その中で、日常的に検査官が核物質防護設備については検査をするというような、そういった一文が入っていますけれども、ただ一方で、核物質防護について専門的な知識を持っていらっし

やる検査官というのは数少ないというのも聞いておまして、その辺り、現地の検査官が日常的に見るといっても、その辺りどのように対応されていくのかについて、お聞かせください。

- 更田委員長 これはですね、正直なところ核物質防護の検査って、専門的な知識が必要になる部分と、それから常識で分かる部分。今回の事案に対する備えって、特別な訓練や教育を受けていなくてもできる部分というのが実際のところあります。そして、何より常駐の検査官というのは、24時間いつでもどこでも行けますので、これは非常に大きな武器になるので、せつかくの武器なので、これを安全対策だけでなく、核物質防護にも使おうというのは自然な流れだと思っていますし、また、当然同時に常駐する検査官に対する核物質防護に関する教育訓練というのは進めていきたいと思っています。できることから始めようというところではありますけど。

それからやっぱり、検査の在り方だけでなく核物質防護に対する規制って如何にあるべきかというのは基本に立ち返って議論をするということが重要だと思っています。

- 記者 分かりました。ありがとうございます。

- 司会 それでは、エンドウさんお願いします。

- 記者 新潟日報のエンドウです。よろしくお願いします。

柏崎刈羽の追加検査について伺います。追加検査を通じて、核セキュリティ文化とか安全文化がどうであったのかというのを見ていくというふうになっていると思うんですけども、これをどう判断していくかというのは非常に抽象的で漠然としていると思うんですけども、改めて追加検査で規制委、規制庁として何を見ていくのか、それで、そこをどう評価していくのか、どう公表していくのか、その辺りの方針について、もう一度御説明いただけますでしょうか。

- 更田委員長 ちょっと例え話になりますけど、外部からの脅威に対して、本当に守らなければならない施設だったら、極めて厳重に守らなければならない施設だったら、人に頼る部分を小さくして、例えば安全文化やセキュリティ文化が劣化していても、外部からの脅威に耐えられるような備えを考える。

これは、安全対策についての考え方の一つですけど、常にトラブルは起きるもの、常に故障は起きるもの、常に人は判断ミスをするものとして設計をします。

核物質防護に関して、そういった常に人は誤った判断をするとか、あるいは何とかシステムをすり抜けて早くあそこへ行きたいという人が現れるということを前提に、これは場合によっては東電スペシャルかもしれない。要するに、文化の劣化の兆候や、これまでの流れで核セキュリティ文化の劣化を懸念しなくてもいい組織だったら、そこまでもしなくてもいいかもしれないけれども、実際にこういうことが起きているのであれば、たとえ核セキュリティ文化、安全文化が劣化していても平気な、平気という言い方はお

かしいですね。十分な備えができる施設の設計というのは、しっかり東京電力に考えてもらいたいと思います。ちょっとヒントを出し過ぎかもしれません。

さらに、おっしゃるように、私たちも難しいと思っているのは、これは既に柏崎刈羽の設置変更許可のときに経験したことですけれども、組織としての姿勢であるとか、安全文化、核セキュリティ文化といったものを、ここまで来ていれば十分であるというふうに判断するのは極めて難しいです。

ですから、私たちが判断するのは難しいというのは、言い換えると東京電力が立証することも非常に難しい。それだけに、時間を要するんだと思っています。

私たちはもうちゃんとしたというのを、どう示すのか、それは紙だけではなくて、行動や、それから施設に対する投資等を経て示されることだと思いますので、審査をする側も非常に難しいですけれども、立証するほうはより難しいんだというふうに思っています。

○記者 そういう数字ですとか、言葉では表せないものを、これから検査していくということになると思いますけれども、どうなったらこれで改善が図られたと言えるのかという答えは、まだ委員長の中にはないというか、まだ持ち合わせていないような感じでしょうか。

○更田委員長 イメージはありますけれども、あまり早く手のうちを明かしたくありません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

それで、もう一点なんですけれども、今日、長官の措置というか、ID不正の報告の遅れの問題で、長官らを厳重注意とする措置を決めたと思います。決定権者が委員長だというふうに伺っているんですけれども、なぜこの厳重注意処分としたのか。あと、このタイミングで処分を決めた理由についてお聞かせいただけますか。

○更田委員長 まず、タイミングについて申し上げますと、本日東京電力に対して核物質防護に係る命令を発出しました。一つの節目であると思いますので、タイミングとしてこの命令発出の日を厳重注意の機としました。

内容ですけれども、内容といいますか、注意の理由ですけれども、これはある意味、内規による処分には4段階あって、長官に対する文書による厳重注意、これは上から2番目。それから、次長、技監に対する、口頭になりますけれども、厳重注意は、これは上から3番目。そして、非常に厳しく言うと、結果責任ですね。委員会へのID不正利用に係る事案の情報が委員会に対して伝達が遅れたこと、これはそもそもの技術的な理由については、現場の判断が、当初「緑」という判断であったということによりまして、当時、柏崎刈羽6、7号機に対しては、規制委員会として重要な判断をする時期であったと。その時期にもかかわらず、長官、次長、技監は、その情報に触れていたにもかかわらず規制委員会への伝達、情報共有を怠ったということは、結果として当時行った規制委員会の判断に対して疑念を生じさせることとなった。この結果に対する責任だと

いうのは注意の理由だと思っていただいて結構です。

○記者 今、委員長もおっしゃった保安規定の審査が大詰めを迎えていたのと、この事案を把握して報告が遅れたということの関係性で、地元は規制側への不信を増幅させたと思うんですけれども、措置を決めるに当たっている、状況を聞いたりですとか、判断されたと思うんですけれども、改めて確認ですけれども、保安規定の審査が大詰めを迎えているからこの規制庁内で情報を共有しないでおこうですとか、隠しておこうですとか、そういう意図はなかったというふうに判断されているのでしょうか。

○更田委員長 そういった意図がなかったと判断しています。しかしながら、結果として規制委員会の判断に対して疑念を生じるようになってしまったことについての責任を問うたものです。

○記者 しつこくてすみません。なぜ、なかったというふうに言えるのか、理由を説明いただけますか。

○更田委員長 そうですね、説明は詳細に、当時の情報の共有についてはその後説明を受けているわけですが、やっぱりあまりに定型的に考え過ぎたのではないかなと思われるのは、核物質防護の世界って、これも委員会が関与する前ですけど、核物質防護の世界って、結果を極めて重く見るんですね。例えば、テロリストが入れる状態にあったかどうかじゃなくて、実際に入ったかどうかを物凄く重く見るんですね。ID不正利用の場合は、もともと資格を持っている人は入ったんだからいいじゃないかと考える、そういう傾向があるんです。その経緯というか、歴史の積み重ねがあるから、PPの担当部門が、核物質防護の担当部門が、もともと資格がある人が入っちゃったんだということ、評価を緩いものにした、甘くしたというのは、これはその担当部署としては、ある種、致し方ない部分があると思っています。

一方で、その報告を受けた幹部は、ちょうど起きた発電所というのは規制委員会が重要な判断をしようとしているところだよなということを考慮して、その判断に対する信頼性を維持するためにも、規制委員会に対して報告するという判断があつてよかったと思っています。

ある意味私は、非常に印象が強いのは、核物質防護の特殊性で、それを特殊なものにしてしまっていたというところの難しさかなと思いますけれども、一方で、例えば「緑」判定のままであったとしても、四半期報告のときには報告をされるわけですから、いずれにせよ、隠しておけば規制委員会の判断が早くなって、ないしは規制委員会の判断を操作しようというような意図があつたとしたら、する行為としてはあまり効率的でないというかですね、そもそもそんなやり方はしないだろうなと思いますので、意図的に隠したとか、意図的に遅らせたということはないというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、先ほど手を挙げられた、ヤマガタさん、まずお願いします。

○記者 河北新報のヤマガタです。よろしくお願いします。

処理水の話に戻ってしまっていて恐縮なんですけれども、午前中の委員会で、委員長は、審査に当たっては、法令に則ったものなのかどうかということと、もう一つは政府方針に即したものであるかどうかと、この2点を見ていく必要があるだろうという趣旨の御発言をされておりましたけれども、一つ目の法令に基づいたものかどうかという点については、今日確認された審査の実施するに当たっては、その項目を確認していくことになると思うんですが、政府方針に則ったものであるかどうかということの審査するに当たってのポイントといいますか、どういうところを見ていく必要があるかというか、その辺り今、どのようにお考えいらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 最も典型的なものを取り上げると、放出時の濃度がそれに当たります。告示濃度制限を守るということであれば、1,500以下である必要はないです。ただ、政府方針では、これまで、サブドレンで汲み上げた水と同じように1,500以下ということは定められて示されていますので、これに合ったものであるかどうかということも、告示濃度制限を満たしているということと同時に確認しようと思っています。

それから総量に関しても、管理目標値というのはあくまで保安規定の下位文書かな、ないしは保安規定で定めるものですから、規制上、強制するようなものじゃなくて、事業者が自ら定めるものなのですけれども、今回は政府の基本方針の中に1F事故以前の1Fの管理目標値を上限とするということが、旨が記されていますので、これは希釈率と放出総量から換算して、そういった総量が守られる計画になっているかどうかということも確認していこうと思っています。

○記者 そのモニタリングのような監視体制がどうなっているかというところを見ていかれるのでしょうか。

○更田委員長 あのですね、モニタリングといっても、環境モニタリング、海域でのモニタリングであるとか、そういったものの役割というのは、先ほど来お答えしているようにモニタリング調整会議の中で議論していくことになると思いますけれども、いわゆる環境モニタリングと呼んでいるものだけでなく、希釈する前の水の状態、今、それぞれのタンクの中の濃度はしらみ潰しに分かっているわけではないですから、希釈にかかる前の水の状態というのをどう測るのだと。その検査方法等は審査の対象になっていくと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 そのほか、御質問ありますか。

では、まずフジオカさんで、その後、ツカモトさんで、スズキさんの順で行きたいと思います。

じゃあ、フジオカさん、お願いします。

○記者 NHK のフジオカです。

処理済水の質問に関連するのですけれども、この処理水を希釈する設備に当たってなのですけれど、これはほかのサイトでもある程度実績のある設備だと思うのですが、1Fということで、審査に当たって特別留意しなければならない点というのは、現状どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 それほど、福島第一原子力発電所だから特別ということはなかなかないとは思いますが、一方で、あれだけそこらじゅうが汚れている施設があるわけではないので、開渠等でやる場合というのは、開渠って、要するに開口面のあるようなところでやる場合には、例えば、雨が降ったら、外からの流入もあるわけですね。ですから、そういったところには慎重にならざるを得ないだろうとは思いますが、まずは、タンクの中の水の状態、それから、東京電力が二次処理と呼んでいるものがしっかり進むのかどうかというところの確認をして、希釈そのものに関しては、それほど、他の施設と、まあ、希釈率って、非常に大きいですけどね。だけど、そこが非常に大きな課題になるとは思っていませんけど。まあ、まだ審査に入っていませんし、申請の内容を聞いているわけではありませんので、場合によっては、ひょっとすると、できれば余り大きな課題が頭を出して欲しくはないですけども、まずはちょっと申請内容を聞いて申請を進めてみないと、今の段階で余り楽観的にはなれないと思っています。

○記者 その申請内容が出ていない中でなのですけれども、かつて委員長は審査等にかかる期間について、2年程度というふうに言及されたことも、会見で問われたこともあったかと思うのですが、現状、この期間については、どのように見ていらっしゃいますか。

○更田委員長 私、準備期間に2年と言った記憶はありますけども、審査期間に2年とは言っていない。審査を含めて2年だと思います。

で、実際、申請まで、申請後の審査期間ですけど、これもいつもよく聞かれる、審査期間というのは、一番よく出る質問ではあるのですけれど、そんなに長期間かかるような話ではないと思っているのですが、ただ、申請が出ていく前に楽観は禁物なのかもしれません。

それから、設備の準備というのがありますので、段階的な認可を下ろしていくというのはあるかもしれないです。というのは、早くそのハードウェアの準備に入れるように、段階的な認可を下ろしていくというやり方はありますし、また、東京電力の申請が一発ではなくて、複数の段階に分けてという申請がなされることもあり得るだろうと思っています。実施計画の認可というのは、こういったものを弾力的に運用できるようにというのが、もともと法律の目的ですので、できるだけ、分割して、分割許可を出せるなり、工夫はしたいと思っていますけど。まあ、私が楽観的なものかもしれないけれども、審査期間にそれほど長期間かかるとは思っていません。ただ、実際の実施までは、工事等も含めて、やっぱり2年ぐらいはかかるのだろうと思っています。

○記者 失礼しました。

もう一点だけ、海域のモニタリングについてなのですけども、やっぱり海水中のトリチウムを検出する難しさについては、委員長もかつて認識を示されたことがあると思うのですが、政府の決定を受けてですが、改めてこれについてどう監視していこうというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 ああ、これはあくまでモニタリング調整会議での議論ではありますがけれども、私たちとしては科学的な意味以上に、政府の方針の中では、その風評被害に対してどう備えていくかと。そういった観点からすると、非常に濃度の薄い化学物質各種の影響を見ようとするときの科学的な観点だけではなくて、どういったところでという、その要望あり希望があるだろうと思いますので、そういったものも酌み上げる、酌み上げていく必要、十分に伺っていく必要があるだろうと思います。ただ、それはまあ、やっぱり、やはりあくまでもモニタリング調整会議での議論を経て、その決定に従って、私たちとしてはやっていくことだろうと思います。まず、ただ、規制委員会としては、希釈前の状態というのをできるだけ正確に捉えられるように、そこにしばらく注力したいというふうに思います。

○司会 それでは、ツカモトさん、お願いします。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

ちょっと、考えていた質問が、今の御質問とほぼ同じなのですが、今日の委員会の後の事務方のブリーフィングの中でも、モニタリングについてなのですけど、これまでは基準以下とあることを確認するためにこのモニタリングというのが行われてきたわけだけでも、今後、この政府方針を受けて、風評被害対策という観点でも、これを拡充していかなければいけないのだという御発言があって、今の質問と同じですけど、風評被害対策としてのモニタリングというのが、なかなかやっぱりぴんとこないのですが、今の委員長のお考えでは、どのように、そこをポイントと考えていますでしょうか。

○更田委員長 これは技術的なモニタリングの仕方が違ってくるのか、あるいは情報発信の問題であるのかというのは、今の時点で明確ではないですけども、ただ、法令で私たちが求めている、というと、それから、法令で、法律上の法令上の権限を持って私たちが行っている規制で言えば、放出される水が告示の制限を下回っているかどうかなのですけども、政府方針は、先ほどもお話にありましたようにサブドレーンの水を放出しているときと同様に、1,500 以下であると。で、そこまでは、規制委員会はやっぱり政府の基本方針が定まった以上は 1,500 以下になるということまで確認をしていこうと。ところが、今度、環境モニタリングとなると、さらに海洋に出た途端に希釈が進みますから、さらに低い量の確認だと。

で、私たちは風評被害対策、そうですね、風評影響の対策というだけではないと思いますけれども、やはりこういった放出が起きたときに、その前後で変化があったのかなのかというところの確認というのは、非常に低い濃度を確認しに行くことになるので、

そうですね、低濃度部分に関して、これまで私たちが必要としていたものをさらに高める必要があるのだと思っています。ですから、検出限界以下と言っていたものを、放出前も検出限界以下、放出後も検出限界以下でいいのかどうかというのは、それで、それ以上の情報の発信をしようとした場合は、検出限界を下げるしかないのですよね。そうすると、電解濃縮を繰り返し繰り返し繰り返しやって、濃度を高めるというようなことが果たして可能なかどうか。すみません、今の時点で確たる答えを持っているわけではないですけど、前も ND、後も ND でいいのかどうかというところは、うん、難しいところだと思います。

○記者 分かりました。

あともう一点、通常、福島第一原発、特定原子力施設としての廃炉の実施計画というのは、審査は非公開でこれまで行われてきたと思いますが、今回この処理済水の処分に関する設備は公開で審査会合を持つということが決まったと思うのですが、ここはやっぱり、透明性の確保というのを重視したという理解でよろしかったでしょうか。

○更田委員長 実施計画の認可に係るもの、変更認可に係るものって、物凄い量があるのですが、そのほとんどが今まで使っていたポンプを廃止しますとかタンクの場所を変えますとか、その手の類いのもので、これは公開の会合でやっていったら堪らないということもあって、まあ、議事要旨等々を出しているケースもありますけど、面談は。ただ、あまり公開ではやっていなかった。

一方で、例えば、初期に、海水配管トレンチの汚染水がたまっていたものをどうやって抜いて、どうやって固めてというのは、随分 1F 検討会の中で、公開でやってきました。それから、凍土壁の採用に規制委員会が疑問を持ったときも、これは公開の監視評価検討会でやってきた。それから、HIC、多核種除去設備や、サリー、キュリオン等で濾し取った核種が樹脂に、極めて放射能濃度の高いもの、強い放射線を出すものは、今、HIC と呼ばれる特殊な容器に入れていますが、この容器の採用に当たっても、1F 検討会で公開の場で議論してきた経緯があります。今回のものも、公開できる部分と申しますが、公開にふさわしい部分に関しては 1F 検討会でやるというやり方もあったのですが、1F 検討会はやっぱり地元の方であるとか有識者の方々の参加もいただいていますし、それから、今のところ、大体、月に 1 回というやり方でやっていますが、できるだけ効率的で柔軟な審査を行っていく観点から言うと、1F 検討会の枠組みだけでやるのは、また私たちができるだけ長期間を要することなしにこの審査をしたいと思っていますので、そういった意味で、別の審査会合というのを設けて、機動的にやっていくということが必要だというふうに判断したものです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、スズキさん、お願いします。

○記者 新潟日報のスズキと申します。よろしくお願いします。

また柏崎刈羽の話に戻るのですけども、今日、是正措置命令を出されたということで、一応これ、重大な判断の節目ということでもありますので、まず、そもそも、今回、命令を出したことに對しての所感を改めてお伺いしたいのですけども。

○更田委員長 今回出した命令は、原子力事業者に対して、特定核燃料物質の移動を禁ずるといふ、極めて重いものであります。ある意味、運転停止命令よりも、核燃料物質を動かすなですから、運転停止命令よりも重いと言えるし、運転停止命令の場合は、1年以内というのが炉規法で定められていますけども、この核物質防護の是正措置命令に関しては、期限があるわけではない。そういった意味で、あまり前例のない処分を受けたということ、東京電力は重く受け止めてもらいたいというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

それから、これから追加検査に入っていくと思うのですけれども、今日は委員会の中でも議題に上がっていましたが、その検査状況などについては、各フェーズの中で随時報告をしていくというふうな方針も示されたと思いますけれども、そこで、これまでもちょっと何度も伺っているのですが、その情報の出し方、公開の在り方については、この、我々地元にとっても注目をしているところでもあるのですけれども、その核物質防護の分野だったり、それ以外の分野も含めてなのですが、どのように公開の在り方を進めていくべきかと思っているのか、ちょっとその本気度も含めてお尋ねしたいと思うのですけれども。

○更田委員長 そうですね、難しい。実際、どれだけ情報を公開しながら検査を進めていくかというのは非常に難しいと思っています。防護の内容を明らかにすることなしに、防護についての検査の進捗状況を示していかなければならないので、實際上、情報公開は極めて難しいだろうと思っています。

一方で、難しいという一言で、と言うと、かつてのように、核物質防護なので全面非公開というふうになりがちなので、ここはやっぱり、しっかり頭を使って、どこが公開できるのかどうか、少なくとも考えようということなのですが、ただ、それでも、特にフェーズ1、最初の部分に関して、検査内容で公開できる部分というのは極めて限られたものにならざるを得ないだろうと思っています。ですから、あまり検査の結果が頻繁に、また多くの情報が公開されるという期待を持たれてしまうと、非常に苦しいところだと思っています。

さらに言えば、先ほどもお答えしたように、フェーズ1の部分というのは、東京電力がしっかり自分で考えることが大事なので、これは委員会の中でも、多分委員間でも温度差があるかもしれないのですけど、私はどちらかというとしばらくの間ほっておくとか、東京電力に自分で考えて自分で改善について考える期間というのを置くべきだと思っていますので、そういった意味でも、フェーズ1で出てくる、公にできる情報というのは、特に限られているというふうには思います。

- 記者 先ほど委員長もおっしゃっていましたが、委員会の関与をやっぱり強めていく必要があるというお話をされていましたが、そうなりますと、要は、規制庁側の方から状況の報告があった場合に、それを、要は公開の会合の場で、委員会の場で議論するというふうなことも、委員会の関与を強めるということにもつながるのかなと思うのですが、そこでどの程度情報が出せるのかというのは、また難しい問題ではあると思うのですが、その辺りはいかがですか。
- 更田委員長 内容次第だろうと思います。内容次第で、水曜日の午前中に定例で行っている公開の委員会で議論できる内容であれば、できる限りそこで議論をしていきたいと思えますし、また、委員会の関与を強めるのは、必ずしも委員会への報告だけではなくて、例えば委員5名はそれぞれ等しく、全ての事案について同じ責任を負って、同じ決定権を持っているわけですが、そうはいっても、バックグラウンドに応じて、事案の詳細に切り込んでいくというのは、決まっているわけですね。決まっているというか、皆さん見ていただいで分かるでしょうけど、地震・津波に関して細部まで目を光らせているのは、明らかに石渡委員ですよね。で、そういったものもあるので、核セキュリティに関しても、ちょっと、これは委員会の中でこれからまだ議論ですけれども、どう、その委員会が規制庁に対しても目を光らせるのかというのは、5人で議論をしているかと思っていますし、必ずしも委員会の関与を深めるというのは、委員会への報告という形だけではないと思っています。
- 記者 すみません。ということは、情報も、出せるもの、出せないものが当然あると思うのですが、要は出したくないわけではなくて、出せるものに対してはやっぱり出したいという能動的な意識というのはおありなのですか。
- 更田委員長 出すことによってメリットもあるし、デメリットもあって、そのデメリットは、やっぱり悪意ある第三者に有利な情報を渡したくない。だけど、出すことのメリットというのは、事業者だけでなく、規制に対する信頼を得るためにも、できるだけ情報は出したいと思っていますし、また、これ、こういった会見でもそうですし、国会でもそうですけれども、もやもやが残るわけですよ。で、もやもやが残るのは、お尋ねになっている方だけではなくて、答える側も、これをきちんと説明できればと思うところが多々あります。それから、できるだけ多くの人目に触れることによって、規制というのはうまく進むし、事業者の安全対策というのはやっぱりうまく進むので、防護にしても安全対策にしてもそうですけど、できるだけ多くの人々が情報に触れるということは基本的によいことだと思っています。うーん、まあ、悩ましいのですよ、そこが。
- 記者 すみません。ちょっと最後にしたいのですが、今日午前中の委員会の中で委員長が追加検査について急ぐ必要はないという話をされていたかと思うのですが、ちょっと改めて伺いたいのが、以前、最低でも1年以上は掛かるのじゃないかというふうな見通しを委員長は示されていたと思うのですが、その2,000時間の追加検査というのは、恐らくフェーズ2以降の話になると思うのですが、改めてその時間感覚でど

のぐらいこの検査には時間がかかるというふうに思っていらっしゃるのか、その認識を伺いたいのですけども。

○更田委員長 今日資料では数ヶ月と書いてあったと思うのですが、フェーズ2以降は。私は、やっぱり、少なくとも半年だと思います。半年以上かかるだろうと思っています。

○記者 ということは、トータル——トータルというか、1年というふうな最初の見立てというのは、どういう感覚ですかね。全部合わせてという意味合いですかね。

○更田委員長 「1年」というより、「1年以上」だと思います。

○記者 それも、フェーズ1から。

○更田委員長 トータルで1年以上だろうと思っています。

○記者 トータル。

ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

それでは、今挙げておられるタケウチさん、タカダさん——オカダさんですね、ごめんなさい。そのお二人にしようと思えますけど、ほか、よろしいでしょうか。じゃあ、ヒロサワさん。じゃあ、このお三人と思います。

じゃあ、タケウチさん、お願いします。

○記者 共同通信のタケウチです。すみません、KKの関係で。

今日の定例会で山中委員から最初にあって、委員長もその後同じような話をされたと思うのですが、東電を見るに当たって、企業風土だとか過去のトラブルのことも、トラブルという、まあ不正。不正ですね。のことも引き合いに出されていましたが、今回あくまで事案としてはPPの事案だと思うのですけれども、事を鑑みれば、そういう企業風土であったり、過去の不正もさらに遡るような、そういう分析がやはり必要だということをお考えをお持ちになられている。そういうことでいいのでしょうか。

○更田委員長 東電は、これから自分で考えて、どうやって自分たちの組織がこれまでどうであったのか、これからどうなるのか、そして、東京電力福島第一原子力発電所事故の当事者であることが厳しく問われているのだから、その身の証を立てる中で、これは東京電力の裁量の問題だと思っています。

よく、福島第一原子力発電所事故は、東京電力が生まれ変わる上での原点だという言葉方を東京電力はされますけども、原点の捉え方、そして原点を捉えて、どう、そこから立ち直ろうとしてきたのかというのは、それを説明に含めるか含めないかは、あくまで東京電力の判断だろうと思っています。それ抜きできちとした説明をしてみせるというのも、それはそれで、一つの判断だろうと思っていますけど。

ただ、一般的に、あるいは今日の午前中の委員会での議論を見ても、これまでどういった理由で不始末が起きていたのか。その理由、原因を、どう潰そうとしてきたのか。

そして、それができたのかできていなかったのかというのを示す上では、過去の事例に触れるというのは有効のやり方だというふうに私は思います。

○記者 企業風土や過去の、まあ、かなり何十年も前のトラブルかもしれませんが、そういう意味ではそこまで、そういう掘り返しをやっていくと、かなりすごい報告書のイメージでどうしても捉えてしまうのですが、「東京電力とは」みたいなどころまで掘り返すのかなと思ったのですが、委員長はその辺はやはり、やっぱりやらないと再生というか今後は考えられないというようなことの、何か思いがあるのでしょうか。

○更田委員長 分量の問題ではないと思います、報告書の。ただ、まさに今、タケウチさんがおっしゃったように、「東京電力とは」なのだと思います。で、これは規制当局が言うにはあまりに抽象的な表現かもしれないけれども、しかし、この10年間を振り返っても、最も大きな事案は、言うまでもなく事故であって、それに続くものが核物質防護で、どちらも東京電力で。そこから立ち直ろうとする、立ち直ってみせるというものを立証しようとした場合、それを一番一番縮めた表現を取ると、今おっしゃった表現になるのだらうと思います。

○記者 逆に言うと、PPの事案だけではとどまらないのかなと思って、やはり1Fも10年たちましたけれども、報告書もいろんな報告書が出ていますけれども、東電として、やっぱり、1F事故やそれに至る経緯も含めてもう一回総ざらいしてくれということなのですかね。

○更田委員長 うん。検査官と、うちの検査官等について話を聞いたりしますけども、そういう中で、東京電力の特徴って、やっぱ、あるのですよね。で、それを東京電力自身がどう捉えているかというのは一つのポイントであるだろうと思いますし、それから、うん、これは私が、特に繰り返し繰り返しここでも話をしていますけれど、公表すべき情報を公表しなかった、公表を怠ってしまったとか、うっかり気づかなかったとか、あるいはミスによってトラブルを起こしてしまったという事例は、これは東京電力だけじゃなくて、幾つもの事業者にあります。美浜だって2次系の破断もあったし、浜岡だって1号機で水素爆発があったし、様々なトラブル、あります。それから、志賀等でもありましたけど、臨界の問題等もあった。けれど、私が非常に強く印象を持っているのは、1Fの1号機の格納容器の漏えい率試験なのですね。これは、情報を公開しなかったとか情報を隠したというのではなくて、何だ、虚偽の情報を繕うとしたわけですよ。要するに騙そうとしたわけね。で、隠そうというものと違って、騙そうというのは、私、ちょっと段階が違うと思っていますのですけど。少なくとも私の知識不足かもしれないけど、規制当局を騙そうとした事例って、これ以外はないと思います。

そういった意味で、何で東京電力って、同じ会社にこういう特徴的な、さらに言えば深刻なことが続くのかということころは、あまり手の内を曝け出たくないといいながらこうやってしゃべってしまっているのはちょっと矛盾しているのですけど、東京電力が自らを見詰め直すのであれば、また社長は膿を出し切るとおっしゃっていますから、そ

うであれば、こういった一連のことに関しても、しっかりと振り返って、東京電力なりの分析を示してほしいと私は期待をしています。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 それでは、オカダさん、お願いします。

○記者 毎日新聞のオカダと申します。

処理水のところに戻るのでですけど、先ほど放出が長期に及ぶのであれば、あのタンクの劣化は考慮しないとけないというふうにおっしゃっていましたが、委員長としては、あのタンクの劣化というのは、これから放出の計画を東電がするに当たって、この劣化をどういうふうに考慮していくべきというふうにお考えなのでしょうか。

○更田委員長 これはある程度切り離して考えることができるだろうと思います。それはそうと、オカダさん、すごい久しぶりですね。

今回の放出に関する審査と、それからタンクの経年変化をどう捉えるかというのは、これは一定程度切り離して考えたほうが良いと思っています。放出に関する審査というのは、これはできるだけ効率的に早くやりたいとは思っていますけども、タンクの場合というのは、確かに内圧的にも負荷が強くなっているわけではないし、腐食性の液体を貯留しているわけでもないもので、極めて差し迫った懸念だというふうには思いません。一方で、先送りしていい話でもないもので、放出に長期間を要するということが分かった時点で、先々のタンクの耐用年数についてもしっかり検討してほしいと思います。ただ、二つのことで、非常に急ぐものと、それからしばらく期間を置いていいもの等に分かれるというふうに思っていますし、タンクの耐用年数については、そう急いだものではないというふうに思っています。

○記者 そうすると、取り急ぎ東電がこれから出してくる計画の、タイムスパン、どれぐらいの期間のものを計画として持ってくるかということにも関すると思うのですが、そこはどれぐらいのタイムスパンのものを想定すればいいのですかね。

○更田委員長 これはね、政府の基本方針に書かれている、今書かれている値をずっと維持するのであれば、タンクの耐用年数に関する議論というのは、避けて通れないです。というのは、事故前の 1F の管理目標値を上限として出すと言っていますから、これだと 30 年以上かかる。そうであれば、タンクの耐用年数の議論というのは、必要になると思います。リプレースが必要かどうか、その中でしていく必要があるだろうというふうに思っています。ただ、その定期的な見直しということも、政府の基本方針には含まれていますので。

それから、実際、10 年を超える期間にわたって、ずっと連続的にやれるかどうかというのは、分かりませんよね。だから、そういった意味で、これから、まず始めようとしている段階で、最終的にどれだけの年限がかかるかというのを見通すというのは、あまり簡単なことではないと思っていますけども、少なくとも昨日示された政府の基本方針

に書かれている値をそのまま維持して続けるのであれば、タンクの耐用年数の議論というのは必要になるというふうに考えています。

○記者 はい。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、最後、ヒロサワさん、お願いします。

○記者 はい。日経新聞のヒロサワといたします。よろしく申し上げます。

ちょっと全然違うところで恐縮なのですが、本日、経済産業省の総合資源エネルギー調査会というところで、原発の検査期間を短くすべきだという議論がありまして、90日、平均かかっているものを、もっと、より短くすべきだということで大筋合意して、これからそういう議論をしていこうということになったのですね。それに関して、規制当局として、動いている、まあ、もう合格して稼働している原発についてですけれども、検査期間を短くすることについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 それは、事業者に向けて言われたのだと思っています。検査期間を短くするためには、何より事業者努力が最も有効で、で、総合資源エネルギー調査会でしたっけ。そこでの議論に規制当局は影響を受けませんので。調査会は事業者に向けて言われたものだというふうに理解をしています。

○記者 検査期間を短くするべきであるというその点については、どういうふうにお考えですか。

○更田委員長 私たちは、検査において確認する内容が全てであって、期間を斟酌するものではありません。もちろん私たちだって、職員を長く張りつけないわけではないから、より有効で、かつ効率的な検査を行われることはいいことです、一般論として。だけれども、規制当局として検査期間を短くするために、どうしよう、こうしようというのは、あるわけではないです。ただ、同じ結果が得られるのだったら、例えば同じかあるいは同等以上の結果が得られるのであれば、例えばこれ、ちょっと、かつて電気自動車のCEOとお目にかかったとき、CAO だったかもしれない、けしかけるでもないのですが、オンラインメンテナンスみたいなものというのは、技術的に産業界がチャレンジすべきものだと思います。オンラインメンテナンスというのは、運転中に、運転をしながら、機器の動作状況を確認して、というやり方ですね。で、これは例えば回転機器なんかの状態を、振動などを常にモニターしていて、劣化の兆候を捉えて、そしてその劣化の兆候が現れたら定検時に分解点検とかをするし、劣化の兆候が現れていなかったら、分解点検等をスルーするというようなやり方で、割と原子力の施設に関わる検査の手法としては、先進的というか、より高度な手法ですけども、海外ではもう既に採用されている事例がありますので、これは、産業界、事業者の努力によって、定検の期間を短縮するということではできるとも思っていますし、それから、やはり分解であるとか点検頻度に関しての必要度に関しては、これは事業者がきちんとその頻度についても立証

して説明していく責務を負っていますから、点検頻度というか点検期間を短くするための努力というのは、ひとえに事業者のものだというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 はい。それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—